

ワット・ビット連携に向けた町有地売却募集要項

令和8年7月

福井県美浜町

目 次

1 本募集事業の概要

2 位置図

3 対象地

4 売却価格

5 事業内容

6 応募要件及び資格要件

(1) 応募要件

(2) 資格要件

7 募集開始日

8 応募方法

9 留意事項

(1) 整備分担

(2) 法令等の遵守

(3) 選考方法

(4) 資格事項

10 その他

(1) その他

(2) 応募先、問合せ先

1 本募集事業の概要

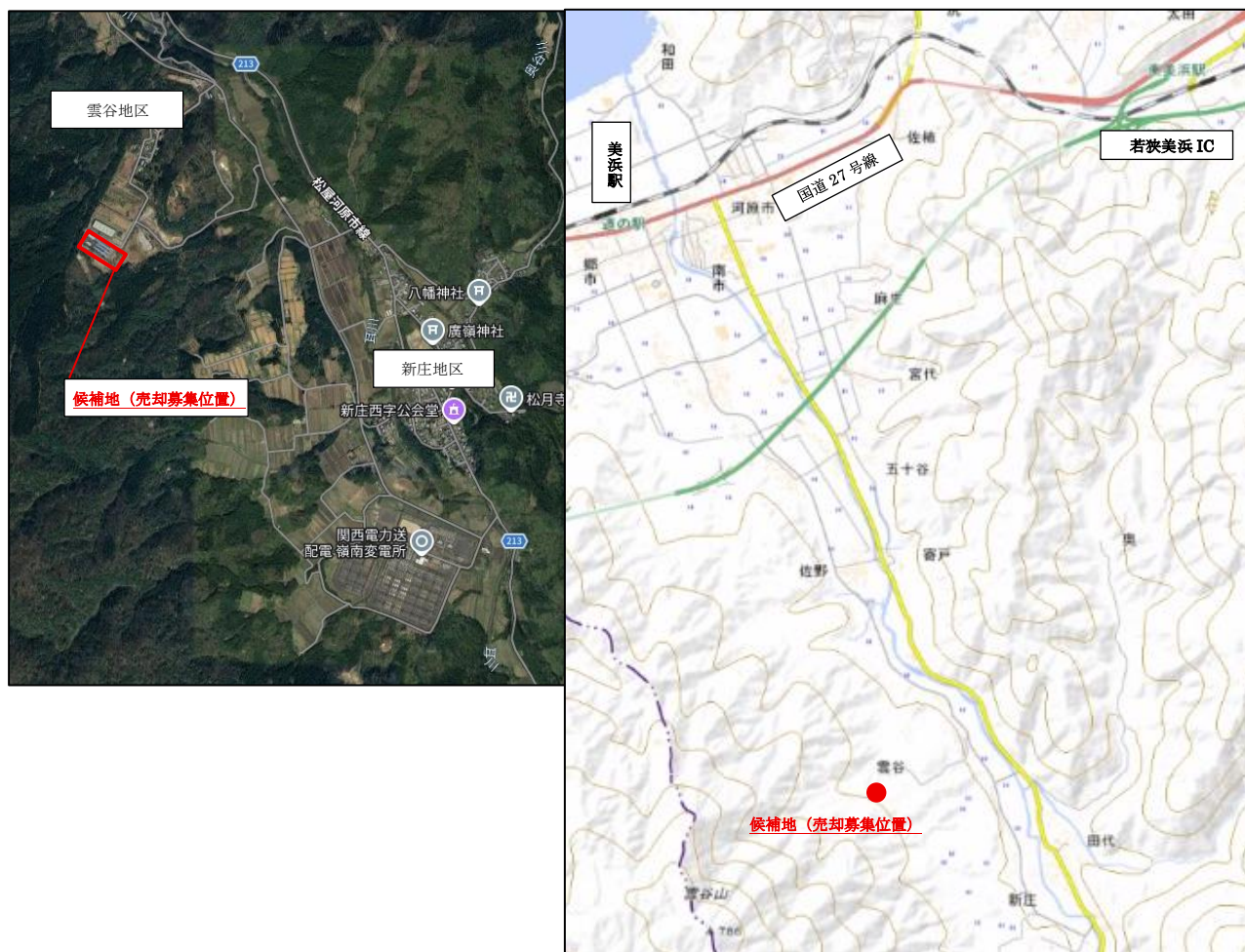
昨今、生成 AI の普及により、膨大なデータを処理するデータセンターの消費電力が急増しています。しかし、現在それらは大都市圏に集中しており、電力不足や災害リスクが問題になっています。そこで、電力が豊富で脱炭素化エネルギーが進んでいる地方にデータセンターや蓄電施設を分散させ、「電気(ワット)は地産地消し、データ(ビット)だけを光通信で都市部に届ける」という考え方が国の政策としても強く推進されています。

また、町の最上位計画である第六次美浜町総合振興計画(令和8年3月策定)において、データセンターの立地等によるワット・ビット連携の推進を掲げており、本事業の内容と合致する取組となっております。

本町は、発電時に二酸化炭素(CO₂)を排出しない脱炭素電源として位置づけられた原子力発電所の立地町であることに加え、南海トラフ等の自然災害リスクが少ないという地勢的強みを有しています。これらの特性を活かしてデータセンターや蓄電施設の誘致に向けた候補地を選定し、地域産業の振興と活性化を目指します。町は、誘致に不可欠な電力確保に向けて、進出予定事業者と緊密に連携し、電力会社等との協議・調整を強力に後押しします。

このたび、データセンター又は蓄電施設の誘致に限定し、下記の候補地を売却することといたしました。

2 位置図



3 対象地

町有地: 15,345 m²

■土地の地番等

土地所在地: 福井県三方郡美浜町新庄291号下向山37番1 (6,145 m²)

// 37番2 (138 m²)

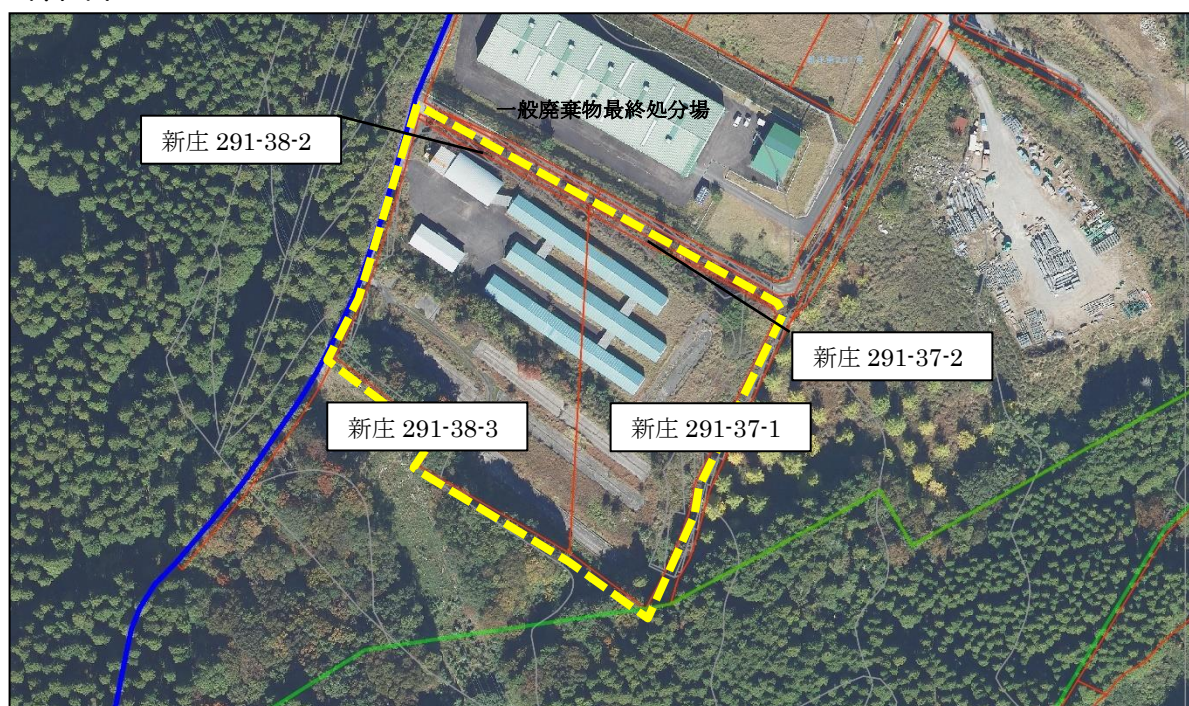
// 38番2 (148 m²)

// 38番3 (8,914 m²)

土地面積: 4筆合計 15,345 m² (有効利用可能面積: 約 10,000 m²)

土地地目: 宅地

■詳細図



■土地の概要

・付属建物:

- ① 木造亜鉛メッキ合板葺平屋建 (132.49 m²) 所有者: 美浜町
- ② 木造亜鉛メッキ合板葺平屋建 (220.37 m²) 所有者: 社会福祉法人はこべ福祉会
- ③ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ合板葺平屋建 (472.89 m²) 所有者: //
- ④ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ合板葺平屋建 (472.89 m²) 所有者: //
- ⑤ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ合板葺平屋建 (472.89 m²) 所有者: //

※付属建物の取扱いについては、進出予定事業者が所有者と個別に協議すること。

・上下水道: 未接続

・ハザード: 一部急傾斜地警戒区域 (町での造成工事により解消)

・区域区分: 都市計画区域外、埋蔵文化財包蔵地指定外

- ・接続道路：農道（幅員4～5.5m）
- ・周辺情報：一般廃棄物最終処分場が隣接
- ・嶺南変電所から約1.4km

4 売却価格

4,000円／㎡以上（買収見込価格を提示してください。）

5 事業内容

ワット・ビット連携に資する事業（データセンター及び蓄電施設）

6 応募要件及び資格要件

（1）応募要件

ア ワット・ビット連携（データセンター及び蓄電施設に限る）に関する施設を整備・運営する事業者

- ・応募者は事業を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人または複数の法人によって構成されるグループであること。
- ・町との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができること。

イ 関西電力送配電(株)からの供給側接続事前検討結果による事業実施が見込まれること。

ウ 地元地区（雲谷区）の実施事業に関する了承を得ること。

エ 進出後の事業内容を活かした、地元地区（雲谷区）を含めた地域貢献が示されること。

（2）資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は提案者およびグループ構成員になることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員

オ 国税、地方税の滞納をしている者

カ 政治活動または宗教活動を主たる目的としている者

キ その他、提案事業の実施主体として適当でないと県や所在市町が認める者

7 募集開始日：令和8年7月27日から

8 応募方法：別紙「美浜町雲谷地区町有地購入申請書」及び「事業計画書（任意様式）」を下記応募先に提出。なお、事業計画には下記の項目を記載すること。

- ・会社概要（貴社の会社理念や事業内容、直近5年間の営業収益等）

- ・事業概要（事業内容や規模、操業開始までのスケジュール予定等）
- ・投下固定資産見込額（土地購入費・工事費・償却資産取得費等）
- ・雇用予定人数
- ・買収見込み価格（㎡単価）
- ・美浜町への地域貢献内容

9 留意事項

（1）整備分担

急傾斜地解消工事および周辺道路整備は町が行います。その他、付属**建物の取扱については、所有者と個別に協議してください。**

上下水道が未整備であるため、進出予定事業者で溪流水取水施設や井戸および合併浄化槽等を整備してください。

（2）法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

（3）選考方法

提出された申請書及び事業計画を基に、町で進出事業者を決定します。申込みが複数であった場合も同様とします。

（4）失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提案書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要項6（2）に定める資格要件を満たさない場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 町が定める手続きを遵守しない場合

10 その他

（1）その他

- ア 本要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。
- イ 本要項や様式の内容について追加・変更がある場合は、町のホームページで随時お知らせします。
- ウ 企業進出により、投下固定資産額及び雇用人数等の条件が一致する場合、町の企業誘致条例に基づく「企業立地助成金」として、最大 1 億円の助成が受けれます。
- エ 操業開始後には、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（通称:F 補助金）の対象となった場合、電気料金が最長 8 年間で概ね40%の補助が受けれます。

（2）応募先、問合せ先

応募先：福井県三方郡美浜町郷市25-25

美浜町産業政策課 企業誘致係

問合せ先：福井県美浜町産業政策課 企業誘致係

電話：0770-32-6706 Mail：sangyo@town.fukui-mihama.lg.jp